令和８年（フ）第７８０号
広島県安芸郡海田町南昭和町３番11号　102号室
破産者　橋本　公介
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１２０５号
福岡県朝倉市甘木2096番地１　カトルセゾンD108号
破産者　竹下ロリアンこと　ＴＡＫＥＳＨＩＴＡ　ＬＯＲＩＥ　ＡＮＮ　ＢＡＲＣＥＬＯＮＡ
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１３００号
福岡市東区唐原４丁目８番10―303号　ウエルネス唐原Ⅱ
破産者　上原　広記
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１３４９号
福岡県春日市小倉４―18　サンフィールド203号室、住民票上の住所北九州市小倉北区清水五丁目６番10号
破産者　食工房神楽ことレストランからく亭こと　伊藤　　覚
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１４２８号
福岡市城南区干隈２丁目９番10―201号　ハッピーヒルズＡ
破産者　中越カズヨ
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１４９２号
福岡市東区舞松原４丁目11番7014号
破産者　松尾　敏博
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第３４８号
大分市長浜町１―６―14アンシャンテ長浜Ⅱ201住民票住所福岡県久留米市野中町1175番地１ファミールハイツ久留米参番館1116号
破産者　山崎　　敦
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和７年（フ）第１３９号
青森県弘前市大字城西一丁目10番地２、旧住所青森県弘前市大字駒越町16番地
破産者　太田　清秀
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

令和８年（フ）第７５号
青森県平川市尾崎浅井52番地
破産者　松島　　博
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

令和７年（フ）第３２７号
福島県郡山市桜木二丁目19番７号　桜コーポ101号、前住所福島県郡山市大町二丁目３番32号　信和大町マンション303号
破産者　安達　礼子
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和８年（フ）第１３６号
福島県郡山市大槻町字北八耕地１番地の２　グリーンステージ202号
破産者　川上　悠二
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和８年（フ）第１５３号
福島県郡山市虎丸町４番２号
破産者　松本　秀子（旧姓熊田）
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和８年（フ）第４１８号
神奈川県茅ヶ崎市鶴が台14番７―105号
破産者　高山　龍一
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第６５６号
東京都狛江市中和泉５―３―20　サンアート106号、住民票上の住所川崎市麻生区王禅寺西７丁目23番２号
破産者　宮浦　　準
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第８５６号
横浜市保土ケ谷区鎌谷町290番地５　ユナイト横浜バルベリーニの広場105号
破産者　関谷　大輝
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１４５６号
横浜市港南区日野８―９―６―102、住民票上の住所神奈川県厚木市下荻野1371番地　フォレストマーサ207
破産者　中島　幸大
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１５５８号
横浜市港北区新吉田町6001番地６　横浜らいず１―209
破産者　関水　啓人
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１６９１号
横浜市港南区笹下６丁目34番26号　ラックスハイツ洋光台102
破産者　鎌倉　弘和
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部